

平成26年 教育委員会第15回定例会 会議録

日 時 平成26年 8月26日 (火)

午後 3時00分～午後 4時28分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 『議案第34号』平成27年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択
- (2) 『議案第35号』平成27年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校前期課程教科用図書採択
- (3) 『議案第36号』平成27年度使用 特別支援学級教科用図書採択
- (4) 『議案第37号』平成27年度使用 中等教育学校後期課程教科用図書採択

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 平成26年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業 (案)

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (通知)

【子ども支援課、子育て対策担当課、児童・家庭支援センター】

- (1) 子ども・子育て支援新制度に係る規程整備等
- (2) 千代田区こども医療費助成等に係る条例の一部改正
- (3) 千代田区児童育成手当条例の一部を改正する条例

【指導課】

- (1) ふれあい月間報告
- (2) 平成26年度 音楽鑑賞教室

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 日比谷図書文化館 文化財企画展視察 (8月28日)
- (2) 教育委員会行事予定表
- (3) 広報千代田 (9月5日号) 掲載事項

出席委員 (3名)

教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員 (9名)

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（1名）

教育委員長	近藤 明義
-------	-------

欠席職員（2名）

副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

子ども総務課長	<p>それでは、開会に先立ちまして、事務局からご説明申し上げます。</p> <p>本日、近藤委員長は、健康上の理由により欠席でございます。したがって、本日の議事進行につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、委員長職務代理者の中川委員にお願いいたします。</p> <p>中川委員、お願いいたします。</p>
中川委員長代理	<p>ただいま子ども総務課長から説明がありましたとおり、本日、委員長にかわりまして、私、委員長職務代理者の中川が委員長の職務をとり行います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。</p> <p>それでは、ただいまから平成26年教育委員会第15回定例会を開催します。</p> <p>本日、近藤委員長から欠席のご連絡をいただいております。また、大井副参事（特命担当）、辰島子ども施設課長は、公務のため欠席します。</p> <p>今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。</p>
古川委員	<p>承知しました。</p>

◎日程第1 議案

指導課

- (1) 『議案第34号』平成27年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択
- (2) 『議案第35号』平成27年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校前期課程教科用図書採択
- (3) 『議案第36号』平成27年度使用 特別支援学級教科用図書採択
- (4) 『議案第37号』平成27年度使用 中等教育学校後期課程教科用図書採択

中川委員長代理

それでは、日程第1、議案に入ります。

議案は4件あります。

まず、議案第34号、平成27年度使用千代田区立小学校教科用図書採択に入ります。

指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

議案第34号、平成27年度使用千代田区立小学校教科用図書採択についてご説明申し上げます。

まず、この議案の提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、区立小学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。

小学校の教科用図書については、平成22年度に採択替えを行っておりますので、本年、平成26年度が採択替えの年度となります。本年度、既にお示ししました教科用図書採択の事務日程に基づき、7月22日の教育委員会定例会におきまして、教科用図書選定委員会から答申を受け、その後、8月12日の教育委員会定例会における協議を踏まえ、採択候補として、本日議案として上程いたしました。こちらの議案第34号に記載されております採択候補をご確認いただき、ご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

中川委員長代理

それでは、ただいまから平成27年度使用千代田区立小学校教科用図書採択を行います。

この件につきましては、7月22日の教育委員会定例会におきまして、教科用図書選定委員会から答申を受け、あわせて調査研究資料が配付されました。その後、教育委員は、調査研究資料及び見本本等により、各自調査研究を進めてまいりました。8月12日の教育委員会定例会におきまして、これらの経過を踏まえ、教育委員会として協議を深め、採択の候補となる教科書を選びました。

それでは、これから種目ごとに、教科用図書を当委員会として1社に絞り込んだ理由について説明し、最後に採択の可否をいたします。

1番、まず、種目、国語についてですが、光村図書出版が候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。子どもたちがお話の世界をたっぷりと味わえるよう、物語などの挿絵がきれいで、内容に合ったタイプの

違う挿絵をたくさん入れる等の工夫がある。短い範囲でおさまる教材では、見開き2ページにおさめて、わかりやすく子どもたちに示そうという工夫がある。教材に対する注釈が丁寧であり、わかりやすい。以上の理由から、光村図書出版を採択の候補としました。

2番、次に、種目、書写についてですが、教育出版が候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。毛筆の見本が太く、大きく、わかりやすい色使いをしている。また、硬筆の部分にも紙面を割いて、きめ細かく扱っており、子どもたちにとってわかりやすい。封筒の書き方について正しく示されている。調査項目の観点においてバランスがとれている。以上の理由から、教育出版を採択の候補としました。

3番、次に、種目、社会についてですが、教育出版が候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。関東地方の表記が多く、地域の学習を取り扱う中学年は地理をより身近に感じることができる。日本の領土や領土にまつわる問題について、ポイントを明確にし、わかりやすく示されている。学習課題になる表題に工夫があり、また、見開きでそのページで勉強する内容がわかりやすい構成となっている。以上の理由から、教育出版を採択の候補としました。

4番、次に、種目、地図についてですが、帝国書院が候補になっております。その絞り込み理由は、次のとおりです。地図と補助資料とのバランスがよく、扱いやすい構成である。地域、地方のインデックス表示があり、見やすく使いやすい。サイズが教科書とほぼ同じサイズで、持ち運びや机上の作業において使いやすい。以上の理由から、帝国書院を採択の候補としました。

5番、次に、種目、算数についてですが、東京書籍が候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。単元の導入ページが、これから学ぶ学習への興味が湧くように工夫されている。練習問題も大切にしつつ、考え方や概念をわかりやすく学ぶことができるような構成となっている。ノートづくりの例が各学年に記載されており、思考力、表現力を高める効果的な指導ができる。以上の理由から、東京書籍を採択の候補としました。

6番、次に、種目、理科についてですが、東京書籍が候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。シンプルで見やすく、提示の仕方、図など、大きくわかりやすい。特に3年の導入時では、理科の関心を引き出す工夫がされている。問題解決の流れがわかりやすく、科学に興味を示しやすい。以上の理由から、東京書籍を採択の候補としました。

7番、次に、種目、生活についてですが、学校図書が候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。見開きページで1つの内容を扱っており、低学年の児童にとって理解しやすい。また、導入部がわかりやすく、子どもの興味、関心を引き出すものになっている。季節の変化をうまく取り入れており、子どもの発達段階に合っている。以上の理由から、学校図書を採択の候補としました。

8番、次に、種目、音楽についてですが、教育芸術社が候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。ねらいがわかりやすく、子どもが学習の見通しが持ちやすい工夫がされている。特に単元のタイトルから、学ぶ内容がわかりやすい。全学年を通して系統的に構成されており、発達段階に応じた指導の意図が明確となっている。以上の理由から、教育芸術社を採択の候補としました。

9番、次に、種目、図画工作についてですが、日本文教出版が候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。資料が大きく豊富であり、制作過程を理解しやすい工夫がある。作業風景の写真がよく出ており、意欲的につくる楽しみや共同制作する楽しさを引き出す内容となっており、児童のやってみたいという意欲をかき立てる。以上の理由から、日本文教出版を採択の候補としました。

10番、次に、種目、家庭についてですが、東京書籍が候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。題材のネーミングが工夫され、児童は興味を持って学習に取り組める。フォント、文字の濃さ、大きさが適切で、見やすい工夫がされている。写真が効果的に用いられ、作業の手順がわかりやすい。以上の理由から、東京書籍を採択の候補としました。

11番、次に、種目、保健についてですが、学研教育みらいが候補になっています。その絞り込み理由は、次のとおりです。思春期の変化など、さまざまな健康上の課題に対して、イラストや写真などの表記もわかりやすく、適正に取り扱われており、子どもに明確に伝えようとする意図がある。以上の理由から、学研教育みらいを採択の候補としました。

これで全部ですが、それでは、この本案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

ありませんか。

(な し)

中川委員長代理

特にないようですので、採決に入ります。  
議案第34号について採決します。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

中川委員長代理

全員賛成につき、決定することといたします。

次に、議案第35号、平成27年度使用千代田区立中学校・中等教育学校前期課程教科用図書採択に入ります。

指導課長より説明をお願いいたします。

指 導 課 長

議案第35号をご覧いただきたいと思います。

この議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づきまして、区立中学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。

平成27年度に使用する中学校・中等教育学校前期課程の教科用図書につきましては、同法第14条において、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに

同一の教科用図書を採択することとされているとおり、採択年度内に採択したものと同一のものを採択するというようになっております。

なお、政令で定める期間は、同法施行令第14条で4年と定められております。中学校・中等教育学校前期課程におきましては、平成23年度に採択替えを行っておりますので、平成27年度まで同一教科用図書をこの教育委員会で採択することになっております。

議案は、採択年度に採択したものと同一の採択方法の教科用図書の一覧となっております。こちらの議案第35号をご確認いただき、ご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

中川委員長代理 この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(なし)

中川委員長代理 特にないようですので、採決に入ります。

議案第35号について採決します。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長代理 全員賛成につき、決定することにいたします。

次に、議案第36号、平成27年度使用特別支援学級教科用図書採択に入ります。

指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 議案第36号をご覧ください。

現在、千代田小学校と麴町中学校に設置されております特別支援学級で使用する教科用図書についてご採択いただくものでございます。

学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合や、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。特別支援学級に在籍する児童生徒は、その発達の状況が非常に多様でございますので、単年度ごと、毎年度、子どもの発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるようにするというので、毎年度、採択をお願いしているところでございます。

特別支援学級設置校で調査研究した結果につきましては、7月22日の教育委員会でご協議いただいたところであり、それに加えて、この議案第36号の裏面をご覧ください。裏面の一番下の※印、「上記の教科書のほかに、文部科学省著作教科書を使用する」というものを加えてございます。こちらは、小学校の採択替えに合わせ、文部科学省著作教科書を採択しなければ、今後4年間、文部科学省著作教科書を使用することが、あるいは採択することができないという規定がございますので、この小学校の採択替えに合わせて、文部科学省著作教科書を、こちらに一覧を記載をさせていただいておりますので、このたび、これも含めた採択候補一覧を議案として申請させてい

ただいております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

中川委員長代理 この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長代理 特にないようですので、採決に入ります。

議案第36号について採決します。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長代理 全員賛成につき、決定することといたします。

次に、議案第37号、平成27年度使用中等教育学校後期課程教科用図書採択に入ります。

指導課長より説明をお願いいたします。

指 導 課 長 議案第37号、平成27年度使用中等教育学校後期課程教科用図書採択をご覧ください。こちらは、左肩ステープラーどめ、2枚になっております。

本議案は、中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の採択をお願いするものでございます。

中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の選定は、東京都立高等学校同様、中等教育学校の後期課程の教育課程が、生徒の実態が非常に多岐にわたりますので、学校長の権限と責任で教科書を選定することとなっております。

本区においては、区立九段中等教育学校長が選定したものを、学校を設置する千代田区教育委員会が毎年度、採択するという仕組みになっております。所定の手続を踏み、九段中等教育学校の特色ある教育課程、また、生徒の実態に応じた教科用図書を選定したものを、7月22日の教育委員会定例会でご協議いただいたところでございます。このたび、採択候補を一覧としてまとめ、議案として提出させていただいております。

こちら、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

中川委員長代理 この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長代理 それでは、特にないようですので、採決に入ります。

議案第37号について採決します。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長代理 全員賛成につき、決定することといたします。

これで、教科書採択についての議案は終了いたします。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 平成26年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価  
対象事業(案)

中川委員長代理	それでは、日程第2、協議に入ります。 協議は1件あります。 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業(案)について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、協議事項の1番目、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の対象事業についてでございます。 こちらの点検・評価の対象につきましては、この教育委員会におきまして何回かお話をお伺いいたしました。委員の皆様のお話をお伺いする中で、幾つかの対象事業を事務局でピックアップさせていただきました。本日、こちらの資料の左側の欄に丸印のついているものが本年度の点検・評価の対象として、案ということで考えているものでございます。 まず、親と子の絆プロジェクト、子ども発達センター、特色ある教育活動、裏面に行きまして、いじめ防止プロジェクト、学校生活サポート、校内通級指導の推進、この6つを事務局としては、今回の対象事業ということで考えております。 ただし、例年この対象事業は、10事業ほど毎回行っております。委員の皆様の方で、今回挙げましたこの一覧の中、あるいは、そのほかの事業でも構いませんので、これに加えて、こういった事業を対象とすべきだと、そういったご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。 ご説明につきましては以上です。
中川委員長代理	ありがとうございます。 それでは、この件に関しまして、ご意見、ご質問ありましたら、よろしく お願いいたします。
子ども総務課長	今、この丸印、6つが一応候補になっているということですね。
中川委員長代理	はい。
古川委員	いかがですか、ほかに。 もう既に対象事業として挙がっている、親と子の絆プロジェクトですが、こちらは幾つかの講座が催されていると思いますが、ご好評をいただいていると伺ってしまして、私自身もとても興味がありますので、今回、評価を、第三者の立場の方からも意見をいただいて、さらに発展していってくれるといいなと思っております。 以上です。
中川委員長代理	ありがとうございます。 ほかはいかがでしょう。 このほかに、こちらでもしあればということによろしいですか。

子ども総務課長 今回、6つ挙げさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、例年およそ10個の事業を対象とすることとしております。もし委員の皆様から、今回、この場でご意見がないということでしたら、事務局として、さらに4事業追加で挙げさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

中川委員長代理 わかりました。

では、ちょっとお願いしたいことがあるんですが、まず、点検するんですでしたら、例えば神田一橋中学校改修整備というのにプラスしまして、ICT教育がどうなっているかということも点検・評価したほうがいいんじゃないかと思うんですが。まず、それが1つと。

ちょっと思ったことだけ先に言わせていただきますと、次の保育所等整備ということですが、その中に補助金のことが大分書いてありますけど、補助金よりも、例えば認可、認証、いろんな形の保育所がありますけど、その環境整備というのがどうなっているかということを含めて、全体的に見ていただいたほうがいいのかなという気がしているんですが。

それと同じように、私立学童クラブ運営補助というところも、それとあわせて、学童クラブの配置は適正かということとか、支援を要する子の学童クラブ運営についてということも、評価の対象に挙げていただけたらいいかなと思いました。

それから、学校給食（アレルギー対策）と書いてありますけれども、学校と栄養士と家庭との連携とか、その辺について、もう少し点検する必要もあるんじゃないかなということを思っているんですけども。

それと、あと、この間の委員会的时候に、古川委員が、学校生活サポートというのがどんなものを示すかという質問をなさいましたけども、発達障害への支援とか、学習生活支援員とか、特別支援教育支援員などについてどうなっているかということを含めて、点検するという話でしたけど、これときめ細やかな指導の推進というのは、別と考えていいのですか。

指導課長 一緒ではございません。

中川委員長代理 それから、心の教育コーディネーターですけども、各校に配置されている区のコーディネーターと、都から派遣されているコーディネーターと、それを含めて、学校との連携などをもう少し点検していただくのもいいかなと思っております。

あと、校内通級指導の推進というのは、どういう形でこれは点検するのですか。

指導課長 校内通級のことでお答えいたします。校内通級は、今現在、麴町中学校と九段小学校で行っているもので、全校で行っているものではございません。平成25年度におきましても、この2校が対象となりますので、この2校での取り組みがどうであったかというものを評価するものでございます。

子育て対策担当課長 保育所の認可、認証についての環境整備といったところで、具体的にはどういった整備を認証と認可で行ってきたか。また、あと、人材確保の面、保

育士という話になると思います。そういったことについて、どういった形で整備を行ってきたかというものを評価をするという形でよろしいでしょうか。

中川委員長代理 そうですね。整備の中に入るのかもしれませんが、環境がどのように整っているのかということ。

子育て対策担当課長 評価するという形でよろしいですかね。

中川委員長代理 そうですね。

子育て対策担当課長 それでしたら、ここの保育所等整備の中で、(1)と(3)が対象になるかなと思いますので、こちらについて、対象事業にさせていただき、評価できるかなと思います。

児童・家庭支援センター所長 私立学童クラブ運営補助については、今回、一番町に新しくオープンしたわけですが、麴町地区でお子さんが増えているという状況なので、全体をお見せできるような形で評価をしていただく必要があらうかと思えます。

また、支援を要するお子さんに関しては、支援員がつけられるような仕組みもありますので、そこのところも、個別のことは別にして、こういう枠組みで、こういうお子さんに対しては支援員がこういう支援をしているというところもあわせてお示しをして、評価をするようにしたいと思います。

中川委員長代理 ありがとうございます。

学務課長 学校給食のアレルギー対策、それぞれのお子さんごとにアレルギーの状態は違いますけれども、学校、学校の栄養士、家庭、また、学務課の給食担当との連携について評価することは可能かと考えます。

指導課長 1点目の神田一橋中学校改修整備というのが、所管課が子ども施設課なので、ハード的な部分について、子ども施設課で評価をしていただくことは可能だとは思いますが、委員長職務代理者のご意向としては、どちらかというところ、ICT教育が校舎改修にどう反映しているかだとか、あるいは、それを使ってどのように教育がなされていくのかというあたりかと思えます。

ですので、これは平成25年度の事業評価でございますので、まさに今、改修が終わりまして、機器が入っているところなのです。もし可能であれば、平成25年度の事業の評価でございますので、これは来年度の評価に申し送りをさせていただいて、実際そのICT教育、どういうふうに進んでいくのかというところを評価したほうがよろしいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

中川委員長代理 わかりました。

指導課長 それと、裏面の学校生活サポートは、中川委員ご指摘のとおり、学習生活支援員だとか、特別支援教育指導員だとか、発達障害、あるいは特別に配慮を要するお子さんへのサポートという事業で、一括して評価することは可能でございます。事務事業名称となっておりますので、特別支援教育を全部総じて、ここでは評価をすることが可能かと思えます。

ただ、きめ細かな指導の推進というのは、どちらかというところと学力向上で、

区費講師の派遣だとか、学力テストだとかの事業内容になってきます。違いがございますので、今回は学校生活サポートということに絞られてもよろしいかと思えます。

それと、3点目の心の教育コーディネーター、まさにこれは心の教育の推進事業に該当するものでございます。区派遣のスクールカウンセラーや、都派遣のスクールカウンセラーという、学校との連携の中においては、どちらかというところの心の教育コーディネーターを中心として、子どもたちの心の教育がどのように充実しているのかというあたりを絡め、広く心の教育の推進というところで捉えれば、評価することは可能かなと思っております。

中川委員長代理  
教 育 長

わかりました。

本日、事務局から6事業ほど提案させていただいて、今、職務代理から6点ほどご提案をいただきました。神田一橋中学校改修に絡んだICT環境の整備やICT教育の充実については、少し事業が具体化した段階でということで、この点については送らせていただきたいと思えます。その他については、特に事業数が10と決まっているわけではありませんので、改めて事務局で、ご意見も踏まえて再整理して、次回の教育委員会で、最終的な点検・評価の対象事業についてご報告、ご確認していただければと思えますので、よろしく願いいたします。

中川委員長代理

わかりました。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

古 川 委 員

では、追加でといいますか、来年度ということではなくていいのかもしれませんが、例えば親子で学ぶ「情報モラル」なんですけれども、私も自分の子どもの学校で情報モラル教室を参観させていただいて、私は疎いほうなので、とても興味深く伺いました。また、内容を伺っていて、モラルというよりは、防犯教育の枠にもかぶってきているのかなと、怖さもとても感じたんですけれども、例えば親子で学ぶ「情報モラル」の事業が、今の講義でも十分参考になりましたが、その視点だけでよろしいかどうか、防犯的な面とかを加えていったほうがいいのかも思えないと思ったことがあったので、第三者の方の意見を伺えればと思いました。

あと、心の教育コーディネーターですけれども、学校に派遣される先生方によって、事業の内容が変わっていますよね。私が参観したときは、ある先生は民話のお話から——ちょっと違いますか、そういったことではないですか、道徳公開講座とちょっと勘違いしていますでしょうか。

指 導 課 長

心の教育コーディネーターについて、改めて少し補足をさせていただきます。

心の教育コーディネーターは、各学校に、小学校1名、中学校1名の道徳の専門の先生が、各学校に、道徳の授業がどのように行われていて、どういう改善点があって、どのようにしていけばいいのかという指導をする立場の講師、コーディネーターの方です。その指導を受けて、学校の先生は、道徳の授業や道徳教育を推進しています。また、道徳授業地区公開講座という公

開をして、それぞれの先生方が授業を行うときに、場合によってはコーディネーターの方が意見交換会の前に全体でお話をする、講師としてお話をすることはあります。小学校1名でするので、同じ方が行くことになっております。

古川委員

そうですか。

私の子どもが小学校に通っておりまして、区内で、道徳授業公開講座の日に、道徳授業の各クラスで参観がありまして、そのほかに保護者向けに講義がございました。とても心に残るものでしたので、とても高い評価になるのではないかなと個人的には思うんです。また、客観的なご意見も伺いたいなと思いました。

以上です。

指導課長

今、古川委員ご指摘のとおり、やはり心の教育の充実というのは極めて重要な教育課題だと認識しておりまして、千代田区のこの事業の展開の中で、心の教育コーディネーター派遣という事業は、23区の中でも千代田区らしさが出ている事業でするので、こちらは、中川委員のご指摘もありましたように、点検・評価の対象として、また、広く心の教育というところで評価できるのかなと思っております。

それと、親子で学ぶ「情報モラル」ですけれども、こちらは、ご講話をいただく、あるいは子どもたちに話をさせていただく講師にもよるかとは思われます。警察関係者が講師として来ると、防犯色が極めて強くなります。ただ、携帯キャリアの方たちが講師として来る場合には、携帯、スマートフォンのルールやマナー、そちらに重点が置かれてくるかと思えます。それは、それぞれ各学校の取組姿勢の違いがあつてのことだとは思います。

ただ、これからのネットいじめだとかということを考えていけば、ルールやマナーを破っていくことでいじめに発展していく、あるいは犯罪に巻き込まれる、あるいは犯罪者になってしまうということを見ると、やはりもっと広い意味で、防犯に特化するだけではなくて、そういうネットいじめだとか、まさにその情報モラル的な部分を色濃く出していく事業展開は必要かなと思っております。

これは毎年度、各校で対象学年を絞って、年1回以上はやっておりますので、点検・評価することは可能だとは思います。

古川委員

確認ですけれども、親子で学ぶ「情報モラル」、学年を絞った年に何回かのこの事業と、セーフティ教室の各学年ごとの発達段階に応じた防犯教育の事業とは、また別ですよ。

指導課長

学校によっては別々にやっている学校もあるのでありますが、タイアップして、セーフティ教室の中に、この親子で学ぶ「情報モラル」という形を組み込んでいる学校もありますので、願わくば、別々のほうがよろしいのですが、各学校が特色を出すという意味で、一緒にやっている学校もございます。

古川委員

わかりました。ありがとうございます。

教 育 長

今、古川委員からお話のあった情報モラル教育は、今の教育委員会の非常に重要な課題と受けとめていまして、背景としては、1つは、今年度、平成26年度に学校のICT環境を整備する中で、学校ごとのパソコンの配置台数をかなり増やしたりしています。そうした学校でのICT教育を充実させる中で別の課題として、この情報モラル教育が非常に重要だということを、年度当初において区長部局を含めて確認していて、特に今年度、これについては、教育委員会としても学校と連携して意識的に取り組もうとしています。

もう一つは、いじめ対策の関係で、今年4月に区としても、いじめ対策の基本方針をつくりましたけれども、そういういじめ防止の流れの中でも、情報モラル教育をしっかりとやって、子どもたちの中でのいじめとか、あるいは犯罪防止にきちんと対応していこうとしています。今後、区長部局とも連携しながら、例えば今度の広報紙の中でも、これを一面に取り上げるような方向で、今、内部調整もしています。非常に大事な視点とっていて、今の情報モラル教育を、私どもが適切にやっているかということを、有識者の方のご意見等も踏まえて、自己点検していくことは重要だと思っています。

いただいたご意見を先ほどの中川委員のご意見も含めて、改めて事務局で整理させていただいて、本年度の点検・評価の項目と、場合によっては今後の課題として次年度の対象とするかということも含めて、もう一度事務局で検討させていただいて、次回の教育委員会で、改めてご報告させていただきたいと思います。

中川委員長代理

評価・点検とこれからの取り組みとが、話の中で少し混同してしまった気がするのですが、その辺、整理をお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。いいですか。

(な し)

### ◎日程第3 報告

#### 子ども総務課

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（通知）

#### 子ども支援課、子育て対策担当課、児童・家庭支援センター

- (1) 子ども・子育て支援新制度に係る規程整備等
- (2) 千代田区こども医療費助成等に係る条例の一部改正
- (3) 千代田区児童育成手当条例の一部を改正する条例

#### 指導課

- (1) ふれあい月間報告
- (2) 平成26年度 音楽鑑賞教室

中川委員長代理

それでは、特にないようですので、日程第3、報告に入ります。

子ども総務課長より報告をお願いいたします。

それでは、報告事項の1番目、子ども総務課から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についてご報告させていただきます。

こちらにつきましては、この委員会でも何度かご報告をさせていただいているところでございますが、来年度より教育委員会制度が大きく変わります。それにつきまして、先般、国から説明会がございましたので、改めて、今まで説明したところではございますが、こちらの法律の改正内容、来年度以降の教育委員会制度について、簡単にご説明させていただきたいと思えます。

資料は、本日、2つおつけしております。1つはカラー刷りのA3判のもの、表裏のもの、それからA4判のもの、ホチキスで左側をとめたもの、この2つでございます。

最初に、このカラー版の資料、こちらでご説明させていただきます。

資料をおめくりいただきたいと思えます。こちらに図が出ております。

今回、この教育委員会制度が議論されております、その背景といいますかそういったもの、これにつきましては、これまでも何度もお話ししているところですし、委員の皆様もよくご存じのことと思えますが、現行の教育委員会制度、こちらが、教育委員長、教育長、お二人がいらっしゃいまして、この責任の所在がわかりにくいと。それから、いじめ等の問題、これに対する迅速な対応ができていないのではないか、そういったさまざまな課題が指摘されておりまして、それに対応する形で、新たな教育委員会制度を構築しようということで、今回の法改正がなされたものでございます。

ポイントの1番目といたしましては、こちらPOINT①というところ、青色の枠で囲ってあるところがございますように、まず、これまでの教育委員長と教育長、2人がいるという体制を改めまして、両者をあわせた新しい教育長を設置するということとなります。したがって、新しい教育委員会では、この新しい教育長と教育委員、これによりまして教育委員会が構成されるということになります。

この新しい教育委員長につきましては、区長が議会の同意を得て任命するということとなります。それから、こちらの新しい教育長の任期につきましては3年ということになっております。

次に、ポイントの2番目ということで、緑色の枠の中、今申し上げましたように、新しい教育長という職ができますが、こちらが教育委員会の責任者ということで権限が集中するような形になります。そのため、この教育長へのチェック機能を強化し、また、教育委員会の会議自体を透明化して、教育委員会でのどのような話し合いがなされているのか、住民の皆様、保護者の皆様等々によくわかるようにしていくという、そのために、教育長へ対する報告義務を課すだとか、あるいは、会議の議事録の作成・公表、こういったことが義務づけられております。ただし、千代田区におきましては、議事録の公開については既に行っているところでございます。

それから、右側のページに行きまして、ポイントの3番目、ピンク色の枠で囲まれているところですが、総合教育会議というものが今度は設置されます。こちらは教育委員会と区長、それぞれの執行機関、教育委員会も、引き続き新制度におきましても、教育に関する実際の執行機関という位置づけでございまして、それぞれが対等の立場に立ちまして、教育その他の問題につきまして協議する場、そういった場を設けるということになっております。ここで議論されることといたしましては、1つは、その次に出てきますが、教育の大綱に関する事、それから教育条件の整備に関する事、それからもう一つは、いじめ等、緊急の対応が必要な事態に対する対応、そういったことを話し合うということになっております。

次に、ポイントの4番目、今も少しお話ししましたが、紫色の枠で囲まれているところ、こちらは教育に関する大綱というものを、今度は区長が策定していくということになっております。これにどのようなことを記載するかということでございまして、それにつきましては、ほかの事項とあわせて、次の資料、こちらのホチキスどめの資料でご説明させていただきます。

まず、少し話が戻りますが、2ページ目をご覧ください。

2ページ目の下から4行目のところ、先ほど新しい教育長という、これまでの委員長と教育長を兼ねる職ができるということをお話しいたしましたが、この新しい教育長につきましては、特別職の身分のみを有するものです。したがって、この教育長には、地方公務員法等の適用はございません。

それから、右側のページ、3ページの下(3)のところ、この新しい教育長ですが、こちらは今申し上げましたように、特別職としての身分を有するものですので、この職務代理者というものは、これは事務局の職員ではなく、委員の中から選ばれることとなります。ちょうど今の委員長の職務代理者が選ばれているような、同じような形で、委員の中から選ばれるということになります。

ちなみに、今現在は、教育長の職務代理者は子ども・教育部長が行うとなっておりますが、これが今後、改められていくということになります。

次のページ、お願いします。

第二、教育委員会についてでございますが、新制度におきましても、教育委員会は、引き続き教育に関する事務の執行機関という位置づけでございまして、その権限内容についても、変更はございません。

4ページの下から4行目のところになりますが、先ほど申し上げたとおり、改正法につきましては、教育長の権限が強くなりますので、教育長が事務の執行状況に関する報告を定期的に教育委員会にしていくということになり、その点については、教育委員会の規則できちんと定めてやっていくということになります。どの程度の回数でとか、どういった方法で報告していくかということにつきましては、今後また議論していきたいと考えているところでございます。

それから、次の次の6ページ目、こちらが先ほどお話ししました教育大綱の策定についてということでございます。大綱につきましては、これは地方公共団体の長、千代田区で言えば、千代田区長が定めるものということになります。ただし、定めるに当たりましては、あらかじめ総合教育会議において協議するというようになっております。

何を定めるかということでございますが、これは7ページの真ん中あたり、(1)大綱の定義というところがございますが、こちらは地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものということになっております。詳細な施策について策定することを求めているものではないと位置付けられております。

それから、その④のところにあります。この大綱は、教育長の任期が4年、あるいは国の教育振興基本計画が5年、こういったことを踏まえまして、四、五年程度の期間を想定しているものですが、明確に何年の期間のものとは定められておりません。

それから、この教育大綱に記載されます内容につきまして、教育委員会の所管に属する事務、これにつきましても、大綱に記載することは可能でございます。ただし、その執行につきましては、教育委員会自身がみずからの権限と責任において管理し、執行すべきものとなっております。

それから、次の8ページ目をご覧いただきたいんですが、この教育大綱には、今申し上げましたように、教育委員会の権限に属するようなことについても教育委員会と調整の上、記載することは可能でございます。ただし、調整がついた事項をこの大綱に記載した場合には、区長及び教育委員会、それぞれがこの記載したことについて、尊重義務というものが発生いたします。したがって、区長との協議の中で、この教育委員会の権限に属することについて、この大綱の中に記載した場合には、その大綱に沿った形でこの教育委員会の事務の執行をしていかなければいけない、そういうこととなります。ただし、結果として、その大綱に定めた目標どおりできなかったとしても、それ自体が義務違反になるということではございません。あくまでも、それに従って努力していかなければいけない、そういったことでございます。

それから、地方公共団体の長、つまり区長のほうで、この調整のつかない事項、これについても大綱に記載することが可能です。ただし、仮に教育委員会の権限に属することについて記載されたとしても、教育委員会としては、それに対する尊重義務はありません。あくまでも教育委員会の判断で教育委員会の権限に属する事項はやっていくということになっております。それが、④、⑤について書かれているようなことでございます。

この大綱の中には、今申し上げましたように、区長の権限にかかわらない事項、例えば例示としてここに挙げているのは、教科書採択の方針ですとか教員人事の基準等、これについても、教育委員会と調整の上で記載すること

は可能でありますし、調整の上、記載されたものについては、教育委員会として尊重義務を負うということになります。

次に、9ページ、総合教育会議についてでございます。

こちら先ほど申し上げましたように、これは執行機関同士の調整の場、対等の立場での調整の場ということになります。こちらの会議で調整いたします事項につきましては、(2)のところに記載されております、(1)、(2)、(3)、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、11ページをご覧いただきたいのですが、この総合教育会議の場におきまして、例えば、教科書採択ですとか個別の教員人事、そういったものについて議題とすべきではないとされています。あくまでもそれは教育委員会の中で決定することですが、ただし、その④のところがございますように、個々のどの教科書を選ぶだとか、どの先生をどう異動させるかとか、そういうことではなくて、どういった方針で教科書を選ぶかとか、あるいは、どういった基準で人事をしていくかとか、そういったことについては対象となると考えられております。これらはいずれも長に権限のかかわらない事項ではございますが、協議の対象となると聞いております。

次に、12ページのほうをご覧ください。

この総合教育会議につきましても、教育委員会と同様、公開ということと、議事録の作成が必要となります。

それから、次に、会議の招集というところがございますが、この総合教育会議は、区長が主催する会議です。区長が招集いたしますが、ただし、教育委員会の側から招集を求めることも可能ということになっております。これにつきましては、今現在も予算の権限とかは区長側の権限ということになっておりますので、例えば、教育環境の整備等で予算について調整する必要があると教育委員会側で判断すれば、区長にこの総合教育会議を開催を求め、その件について調整を行うことが可能ということになっております。

それから、最後に、13ページ、経過措置でございますが、こちらに、第六、経過措置についてというところの1番の概要の(1)にございますように、新教育長に関する規定につきましては、現在の教育長の任期中は現行の規定がそのまま適用され、新年度後、新たに任命される教育長について、新教育長の規定が適用されるということになります。ただし、総合教育会議とか大綱などについては、これは来年度から実施されていく予定でおります。

ご説明につきましては、長くなりましたが、以上でございます。

今後、これにつきまして、必要な条例あるいは規則の改正、それから組織整備等の問題が出てくると思っておりますが、そちらにつきましては、こちらの委員会に随時諮りながら、来年度からの実施に向けて準備していきたいと考えております。

以上です。

ありがとうございました。

ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

中川委員長代理

よろしいでしょうか。

(な し)

中川委員長代理  
子ども総務課長

それでは、次に、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

では、引き続き、現在、こちら子ども・教育部で準備しております条例につきまして、検討状況を簡単にご報告させていただきたいと思っております。

本日、資料を幾つかおつけしておりますが、まず、A4判のカラーで出ております、こちらの資料をご覧いただきたいと思っております。

今現在、検討しております条例として、新規条例ですが、1つは、来年度から子ども・子育て支援の新制度が実施される予定でございます。これに伴いまして、法律におきまして、幾つか、自治体が条例で基準等を定めなければならないとされているものがございまして、それについての規定整備を、現在考えているところでございます。

こちらの図をご覧いただきたいんですが、上の真ん中あたりに、ちょっと薄い青色で、地域型保育事業というところ、枠で囲ったところがございまして、星が4つ並んでおりますが、新しい制度におきましては、これまでは無認可の事業でありました、地域型保育事業と言われておりますが、小規模保育事業、これは主に19人以下の保育ということです。それから家庭的保育事業、それから居宅訪問型保育事業、それから事業所内保育事業、こういった事業につきまして、今後は区の認可事業ということになります。そのため、これについて区の認可基準を定めなければならないということになっておりますので、その条例について、現在検討しているところでございます。

それから、新しい制度につきましては、子どものための教育・保育給付という新しい財政支援の枠組みがつくられます。これに伴いまして、先ほど申し上げました地域型保育事業は、区の認可事業ということになりますが、そのほかにも、従来からございましてこども園、幼稚園、保育所、こちらについては、現在、都の認可事業ということで都が認可しておりますが、こういった認可された施設につきまして、この教育・保育給付という財政支援の枠組みの中に入れるために、区がそういった財政支援をすることが適正だということを確認するという作業が必要になります。そのために、この確認の基準条例というものをもう一つつくるが必要とされております。これが黄色い流れで書いているところでございます。

それから、裏面に行きまして、2番のところ、放課後児童健全育成事業ということですが、こちらは学童クラブの関係です。学童クラブにつきましても、これまでは特に法律の規制等はございませんでしたが、今後は、区への届出事業ということになります。そのため、区で、学童クラブに関し、運営あるいは設備、そういったものの基準を定めた条例を定めることが児童福祉法で求められております。そのため、現在、こちらの基準条例の内容を検討しているところでございます。

この3つの条例につきましては、現在、区長部局の条例担当とも内容等を詰めているところでございます。

詳細についての説明は、ちょっと省略させていただきたいと思います。

続きまして、資料、何部か行っていただきまして、千代田区こども医療費助成の条例の一部を改正する条例等、3つ並んでおります。こちらの資料をご覧くださいと思います。

千代田区こども医療費助成条例の一部を改正する条例、それから千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、この3つの医療費等の助成に関する条例の改正を、現在予定しているところでございます。

こちらにつきましては、1番の改正理由というところがございますが、第三者行為（交通事故等）によって生じた場合の医療費助成の実施及びその求償事務の執行において、条例に規定を明記し、法的根拠を明確にすることが望ましいためとございます。つまり第三者行為による給付と、それから医療費助成、こちらの二重取りが交通事故等の場合に発生しないように、その点を明確にしていくということでございます。

それから、最後に、次のもう1枚、1枚だけの資料をつけてございますが、千代田区児童育成手当条例の一部を改正する条例でございます。

こちらについては、全くの規定整備でございまして、千代田区心身障害者福祉手当条例の条例名が変更になったことに伴いまして、この条例を引用してありました、児童育成手当条例の引用条例の名前を変えるというだけの改正でございます。

現在、こちらの条例改正の準備を進めているところでございます。いずれも次世代育成に関することということで教育委員会の議決事項ではございませんが、この後、区議会への議案提出依頼をしましてまいりますのでご報告させていただきます。

ご説明は以上です。

中川委員長代理

ありがとうございます。条例改正の準備中というご報告でよろしいですね。

教 育 長

何かご意見、ご質問ありましたら。

この子ども・子育て支援制度については、来年の4月から、仕組みが大きく変わりますし、保育園等の入園に関する手続も大きく変わるということで、各自治体が今、一斉に必要な準備を進めているところです。

まだ正式に、来年の4月1日から施行するということが決まっているわけではないんですが、国が発行しているパンフレットの中でも、来年の4月施行をめどに進めているという説明内容になっています。非常に大きく変わるので、給付のための条例をつくるだとか、あるいは保育園等の入園に係る支給の認定という手続がこれから入りますので、そのための説明をきちんと対象となる保護者の方にやっていくだとかいう、非常に大きな課題があって、今年度、こういったことを私ども子ども・教育部としては、遺漏がないように、区長部局とも調整しながら対応していきたいと思っているところです。

中川委員長代理

ありがとうございます。

指 導 課 長

大変な作業ですね。よろしくお願ひいたします。

では、次に、指導課長より報告をお願ひいたします。

指導課の報告、2件ございますが、まず、1点目、ふれあい月間報告についてからご報告を申し上げます。お手元の資料、ご覧ください。

平成26年度の第1回ふれあい月間、こちら6月に行われたものでございまして、その取組状況の調査結果をまとめたものでございます。

まず、1点目は、始業式から6月30日までの間に13日以上欠席している児童・生徒数についての調査結果でございます。

なお、括弧内は、平成25年度の同時期の第1回の調査結果を記載しておりますので、比較してご覧ください。

(1)の理由別欠席者数ですが、特に③の不登校の欄をご覧ください。こちらは、小学校3、中学校10、計13となっております。いずれも前年度に比べて低くはなっておりますが、少ない数ではないということがおわかりになるかと思ひます。

(2)の不登校児童・生徒数の生徒の欠席日数でございますけれども、こちらが、全欠席、中学校1、30日以上、小学校1、中学校6、計7、13日～29日が、小学校2、中学校3、計5名になります。今後、13～29日が、欠席されているお子さんが30日以上になる可能性はあろうかと思ひます。第2回目、第3回目という形で調査をしていくことによって、30日以上が増える可能性があるというものでございます。これら全て合計したものが、先ほど申し上げた、小学校3、中学校10、計13名という形になっております。

続きまして、2番のいじめの認知件数についてでございます。

認知件数、小学校9、中学校8となっております。小学校につきましては、前年度比、少なくなっていますが、中学校においては、4件だったものが8件と、単純に計算しますと倍になっているという、極めて大きな課題となっております。

なお、こちらの2段目のところには、いじめが解消した件数、こちらは小学校8、中学校6となっております。ただ、残念ながら、解決に至らず、継続中の件数は、その下にありますように、小学校1、中学校2となっております。

この結果から、やはり学校でのいじめへの解消に向けた取り組みが効果を上げているということが言えるかと思ひます。

その下段には、いじめを認知したきっかけについて、それぞれ、①から⑥まで記載がございます。数をご確認していただきますと、特筆すべきところは、中学校のアンケート調査により発見されたということが非常に多くなっております。

また、小学校においては、以前はアンケート調査により発見した件数が多かったのですが、今回の調査におきましては、被害の児童、あるいは被害児童の保護者、あるいは加害の児童の保護者からの訴えというのが比較的多くなっております。

続きまして、3番のいじめの態様についてですが、こちらは、例年同じような傾向が見られます。1から9までありますが、特に⑥冷やかし、からかい、悪口、脅し、嫌なことを言われるということが、小学校、中学校とも多くなっております。続いて、②の軽くぶつかられたり、あるいは遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。次に、⑧の仲間はずれ、集団による無視ということが多く挙げられております。

裏面をご覧ください。

裏面は、誰がどのように児童・生徒に対応したか、対応者のまとめでございます。こちら①から⑩までありますが、特に多いのが、やはり②の担任が個別に対応したというケースが多うございます。続きまして、⑨学校が保護者と連携して対応したというのが多くなっております。また、今回の調査の結果の中では、⑤のように、上記以外、担任、養護教諭、部活動の顧問以外の教員が個別に対応したというケースも報告が上がっております。これは以前の担任の先生だとか、あるいは関係性の良好な先生が関与したということで、組織的な対応が図られているということが見受けられると思います。

続きまして、5番、スクールカウンセラーによる全員面接、こちらは小学校5年生と中学校1年生を対象にしております。全員面接と書いてしまいますと、全学年対象と思われがちですけれども、実はこれは小学校5年生と中学校1年生のことを言います。こちらは、全ての学校において実施した、あるいは実施中であると回答いただいております。

では、そのスクールカウンセラーによる全員面接の成果ですけれども、やはりスクールカウンセラーに相談する人数が増えたということが、全員面接以外にも面接する、相談する子どもが増えたという回答が多いです。また、面接をした結果、児童・生徒からの訴えが増えたというように、小学校では3校ほど答えております。その他のところに、中学校1、あるのですけれども、こちらは中学校の生徒さんたちが随分相談しやすくなったという、実際に相談したわけではないですけれども、気持ちの面で相談しやすくなったとお答えしているお子さんが多いということでございます。

6番に、いじめ問題への対応に関わる日常的な学校の取組状況について、今回は記載させていただいております。先ほど、区のいじめ防止基本方針を受けて、教育長からお話しされた方針を受けて、各学校でもいじめ防止の基本方針を策定しております。その中で規定されている学校いじめ対策委員会の設置状況でございます。もちろん基本方針に位置づけられていますので、小学校8校、中学校3校、全て設置済みでございます。これは区のいじめ防止基本方針の策定の折にご説明申し上げましたが、こちらは各学校に設置されている健全育成サポートチームを母体としているものでございます。イコールとなっている学校もあります。それらのメンバーにつきましては、健全育成サポートチームと同種でございますので、校長、副校長、生活指導主任、あるいは養護教諭等が構成員となっております。

③にありますように、教職員以外の構成員としては、スクールカウンセラ

一、ソーシャルワーカー、それと民生・児童委員、主任児童委員、その他のところで小学校が8とありますけれども、健全育成サポートチームとイコールとなっておりますので、弁護士だとか、独自の臨床心理士だとか、あるいは警察関係者、児童・家庭支援センター、指導主事等が入っているということで、その他が小中学校とも校数のご回答となっております。

説明は以上でございます。

中川委員長代理

ありがとうございました。

これをご覧になって、何かご質問、ご意見はありますか。

古川委員

何点か伺いたいんですが、まず、表の2番のいじめの認知した方法なんですけれども、アンケート調査が中学校で6件あったということですが、これは無記名によるものでしょうか。

指導課長

こちら、中学校ですけれども、学校によって記名式、無記名式というようなことが行われるんですけれども、大体は無記名で書いていただくことが多いです。ただ、無記名ですと、どの子が悩んでいるのかということがわかりにくいかと思しますので、それぞれ学校で、その子の書きっぷりだとか、あるいは集めたときだとか、そういうようなところで、何げなく把握はしているところでございます。

古川委員

そうですか。ぱっと第一印象で、小学生は別として、中学校になると、当事者や加害者は訴えられなくなっていて、傍観者の、周りがアンケートなどで報告しているのかなという印象がありましたので、伺いました。

それと、裏面の4番ですけれども、そのいじめに対してどのように対応したかのところで、学校が保護者と連携して対応したという件数が、中学校でとても多くて、それはとてもよかったなと思いました。

ただ、⑦の学校が学校サポートチームを活用して対応したというところと、⑨の学校が——保護者と一緒にとということなんだろうが、⑨は、この⑨の学校というのは、サポートチームのことを指しているのでしょうか。それとも、担任の先生と保護者間とか、そういういろんな形があるのでしょうか。

指導課長

いじめの状況にもよります。まずは、学級担任が個別に対応し、状況把握をしながら、当事者同士の話を聞いたりします。その次に、担任は当然、学校の中で共有をします。例えば、それが学年の中での共有、もっと管理職を交えた共有というような形になります。この段階では、学校サポートチームを活用したとは言えません。ですので、その段階で、保護者と連携して対応したというものが⑨に該当します。ただし、それでもやはり問題は重篤であるということになりますと、学校は学校の教職員だけではなく、先ほどの教職員以外の構成員、カウンセラーさんだとか、ソーシャルワーカーさん、弁護士、臨床心理士を招集しまして、チームとして招集して対応した場合には⑦というような数になります。

ですので、今回、いじめが解消した件数が6件という形になりますので、そこまで行く必要性はなかったということが読み取れるかと思えます。ただ

し、継続中の件数、小学校1件、中学校2件、これが何ら解決の糸口が見えないという形になってくれば、当然これはサポートチームを活用して対応していくこととなります。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

あと、担任の先生の個別対応が、中学校も小学校も多かったわけですが、今、サポートチームまでが、全体が動くまで至らなくても、学校の上下の中で報告はされているということでしたが、担任の先生どまりになってしまわないような、1人で背負われることのないような状況であってほしいなと思っています。

あと、もう1点、6番の学校いじめ対策委員会の教職員の構成員についてですけれども、中学校で養護教員の先生が0になっているんですが、保護者としては少し意外だったんですけれども、何か理由がありますでしょうか。

指導課長 これは私も、正直言って、養護教諭が7と0という数字にはちょっとびっくりしてございます。原因については、まだ調査中なので、今この場ではお話をすることができないんですけれども、心の面でのケアということを考えれば、教職員の中の構成員として、養護教諭も当然入ってきてもいいのではないかと、私も同感でございます。今後、なぜ入っていないのかというのは、学校に十分な聞き取りをしてまいりたいと思っています。

それと、もう1点、最初にご意見としていただいた、やはり担任が1人で背負わないようにというお言葉をいただいて、本当に心強いなと思っております。いじめ防止基本方針でも、やはり組織的な対応が一番であるということを改めて再確認をさせていただいております。そうはいつでも、担任が1人で背負ってしまうケースがなくなるとは言いきれないと思います。ですので、やはり古川委員のお言葉をおかりしながら、各学校にお話をする機会があったときには、ぜひ組織的な対応を進めてくださいと助言してまいりたいと思っております。

古川委員 よろしく願いいたします。

中川委員長代理 ありがとうございます。

サポートチームまで行かないで解決できるのが、一番いいですね。

1つだけちょっと、加害の児童・生徒の保護者からの訴えというのがあるんですが、これはどういうことなのでしょう。

指導課長 こちら、今、手元に詳細な資料がなくて、正確なことは申し上げられないかとは思いますが、やはりいじめを行ったということが何らかの形で保護者の方に伝わり、保護者が心配をして、うちの子がもしかしたら何々ちゃんをいじめているかもというような形での学校への報告が2件あったというものです。それだけ、やはり私は保護者もいじめに対しての関心が高いんだと思うんです。いじめているからといって、絶対うちの子はいじめをしていませんというような意識ではなくて、もしかしたらうちの子もいじめに加わっているかもしれないというお考えをお持ちの保護者の方が、やはり心配をなされて、学校に言ってきたら、実はいじめていたということだと思

中川委員長代理 ます。  
いじめをなくす啓発やさまざまな取り組みをして来ましたが、そういうふう  
に、もしかしたら我が子に関与しているかもということを感じて申告して  
くれるのは、発展ですね。  
ほかはよろしいですか。  
(な し)

中川委員長代理 それでは、次をお願いいたします。  
指 導 課 長 引き続きまして、指導課の報告、(2)平成26年度音楽鑑賞教室について  
ご報告申し上げます。  
A4、1枚の資料になっておりますので、こちらをご覧ください。  
毎年行っております音楽鑑賞教室についての実施のご案内でございます。  
目的は記載のとおりで、2の期日、9月11日木曜日、13時30分演奏開始、  
14時40分演奏終了となっております。こちら、実際に演奏を開始する時刻で  
ございますので、実際は開場は12時50分、着席完了が13時20分となっており  
ますので、そちらのお時間も、ご承知おきいただければと思います。  
会場は東京芸術劇場のコンサートホールで、演奏は東京都の交響楽団でご  
ざいます。指揮、独唱、独奏、お話とお名前を記載しておりますので、ご確  
認ください。  
曲目につきましても、こちらの記載のとおりでございます。  
なお、対象につきましては、小学校の6年生、中学校1年生、中等教育学  
校の1年生の生徒を対象としております。  
ぜひ教育委員の皆様も、ご興味を持っていただければと思います。

中川委員長代理 ありがとうございます。  
それでは、ぜひ私たちも参加させていただきます。  
この件はこれでよろしいですね。  
(な し)

#### ◎日程第4 その他

##### 子ども総務課

- (1) 日比谷図書文化館 文化財企画展視察(8月28日)
- (2) 教育委員会行事予定表
- (3) 広報千代田(9月5日号)掲載事項

中川委員長代理 では、特にないと思いますので、そのほかの報告事項に入ります。  
子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長 では、その他ということで、3件ご報告させていただきます。  
まず、1件目、日比谷図書文化館文化財企画展視察でございます。  
こちら、資料を1枚おつけしておりますので、ご覧ください。  
8月28日の木曜日になりますが、教育委員会で、日比谷図書文化館で開催  
されております、千代田区文化保護条例施行30周年記念の企画展ということ

で、「千代田の文化財で綴る江戸・東京の歴史」の視察をお願いしたいということで、プログラムを組んでおります。

当日のスケジュールは、こちらに記載しているとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それから、報告事項の2番目、行事予定、それから、3番目、広報千代田の掲載事項、こちらについても例会のとおりでございますので、資料をご参照いただきたいと思います。

ご説明は以上です。

中川委員長代理

ありがとうございました。

この件に関して、ご意見、ご質問はよろしいですか。

(な し)

中川委員長代理

特にないようですので。

次に、教育委員から何かありましたら。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長代理

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。